

外ニ係る旅費トシテ被用者一九十田猶太者、三十一
日支給セヨ。度半時

但シ詰年月日(西暦)

- 六、日給二円以下、職工ニ付ニ此際ニ御詰候セヨ又半時
- 七、毎年二回定期日給給セヨ。度半時
- 八、残業ナシ増、改正
- 九、職工往復、駅前ヨリ改道セヨ。度半時
- 十、今圓一件ニ付ニテハ機牛者ヲ半サドノ如ク
百十ヶ條ノ内メ求ス

追テ固次ヨリ期日ヲ未ル大田日付五ヶ月定期而ニ固セラ
十キノキノ此ノ要求ヲ拒絶せしモノハ勿シ

大正十九年大田二月

藤永田造船所職工同

詰明

團体十二人、大正九年四月三日之藤永田造船所敷地内ノ船場内ノ船員
シタニ大坂造船労働組合ニ付シ
但シ未未ノ團体ノ取扱ニ百人以上ノ事例ナ有スニ三分之團體
ヲナシム

藤永田大坂造船労働組合ハ現ニ公所及ニ十六支那二千
金四百三十有八

主張

(3) (2) (1)
八時半労働制、依ニ生活必需品、確立
夜業禁止及日賃休日
労働保険制度ノ確立